

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

事業承継税制と所得税軽減税率の届出

早いもので、今年もあと半年になりました。残りの半年について①～③の通り計画を立てています。

- ①事業承継後継者問題とそれに伴う相続税申告等の中小企業同族会社の株式の事業承継税制を中心に、個別相談マンツーマン方式でセミナー等を行います。
- ②平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正、施行されるのに先立ち、軽減税率対象者の農林水産業や食料品等を扱う事業者の人が不利にならないための手続等について、過去の青色申告書を基に個別相談マンツーマン方式で判断・説明して手続等を進めます。
- ③事業承継されました若い経営者のために、決算書の見方・活用の仕方等セミナーを行います。いずれも、自社の決算書を持参されまして、自社の経営分析等を行ってまいります。

※詳しくはチラシ同封参照

[1]昼の部

【平成30年度税制改正セミナー】

日時：平成30年6月22日(金)
 時間：13:30～17:00(受付開始13:00より)
 場所：未来税務会計事務所 3F会議室
 (熊本市東区小峯1-1-106)

内容：第1部(13:30～15:30) 税制改正のポイント・解説

- ①基礎控除関係
 - (1)基礎控除引上げ
 - (2)給与所得控除・青色申告特別控除引下げ
 - (3)公的年金控除引下げ
- ②相続税の居住用・事業用貸家建付地の評価減
- ③同族会社の株式の事業承継税制
- ④中小企業対策の特別償却・税額控除

第2部(15:40～17:00) 消費税で損をしない軽減税率対策
 ※3年分の青色申告決算書をご持参ください。

備考：費用(お茶・資料代)お客様1,000円 お客様以外5,000円
 ※農林水産業の方は出来るだけお越しく致しますよう宜しくお願い申し上げます。

[2]夜の部

～知って得、知らなきゃ損～

【決算書の見方、B/SとP/Lの見方?第1回】

- (1)①決算書とは何のために作成されるのか?
 ②法律で決算書を作ることは決まっているのか?
 ③決算書を見て会社の内容が一目瞭然で分かるのはどこか?
 ④銀行や投資家は決算書のどこを見るか?
 ⑤投資家が配当を貰いたいとのことだが、どの位の利益を計上すべきか?
 ⑥中小企業でも政府等の機関が投資してくれるか?
 ⑦税務署は決算書のどこを見て調査に来るか?
 ⑧人手不足のため賃金を上げたいがどこまで上げていいか?
 ⑨会社や企業の社会的貢献とは決算書のどこをいうか?
 ⑩人の使い方や人事配分、生産性、営業力、管理者能力、経営能力等が決算書で分かるのは本当か?
- (2)以上のことを皆様でディスカッションしながらブレインストーミング方式で行いますので、お気軽にご参加下さい。

日時：平成30年6月22日(金)

時間：18:00～21:00(受付開始17:30より)

場所：未来税務会計事務所 3F会議室

費用：夕食のお弁当をご用意しますので、テキスト等を含んで、お客様2,000円 お客様以外5,000円とさせていただきます。

※人数が少ない場合、次回に延期します。(最低人員10人)

事業承継セミナーを開催します!

大廃業時代の歩き方について、事業承継セミナーを開催します。第1部では、事業承継ナビゲーター代表取締役副社長の長坂道広氏より「継がせる選択」を表題に会社の上手な継がせ方を、第2部では、日本M&Aセンター常務取締役の大山敬義氏より「譲る選択」を表題に後継者がいない方の会社承継の仕方に関して講演して頂きます。この機会に皆様奮ってご参加くださいませ。

日時：平成30年7月12日(木)

時間：14:00～16:50(受付開始13:30より)

場所：くまもと県民交流館パレア パレアホール

(熊本市中央区手取本町8-9)

定員：熊本会場200名様 ※応募者多数の場合は抽選

備考：参加費無料 ※詳しくは別紙にて。セミナーのお申込みは、別紙裏面の必要事項をご記入の上、FAXをお送り下さい。

【労働保険の年度更新の時期です!】

◎労働保険とは、労災保険と雇用保険をまとめた総称であり、常務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償(労災保険)、失業した場合の給付(雇用保険)等を行う制度です。

労働保険は、法人・個人を問わず労働者を1人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。

●年度更新の手続は6月1日から7月10日までの間に行われ、年度更新申告書は5月末に各事業所へ送付される予定です。

●労働保険料を延納(分割納付)する場合の納期限については以下の通りとなります。

延納することが出来るのは概算保険料総額が40万円以上(労働保険または雇用保険のみの加入は20万円以上)又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合となります。

	3回分割		
	第1期(初期)	第2期	第3期
期間	4. 1～7. 31	8. 1～11. 30	12. 1～3. 31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

●労働保険及び一般拠出金の納付には口座振替が利用できます。通常の納期限と引落日が異なりますのでご注意ください。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による引落日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

【社会保険の算定基礎届について】

会社が従業員を雇い入れた場合毎年必ず行わなければならない手続の1つが算定基礎届です。

一般的には、1年に1回昇給が行われ、給与額は毎年変動してきます。したがって、資格取得時(入社時)に決定された標準報酬月額をそのままにしておくと、実際に受けている給与の額とは大きくかけ離れたものになってしまいます。そこで1年に1回、被保険者の標準報酬月額の見直しを図るのが、「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」で、「定時決定」ともいい、提出期限は7月10日になっています。決定し直された標準報酬月額は、原則1年間(9月～翌年8月まで)は固定され、納めていただく保険料額の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となっていきます。なお、届出用紙(算定基礎届等)については、5月下旬から6月までの間に順次、事業所へ送られてきます。

入居者を募集しています!



お引越し等を考えていらっしゃる方はいませんか?熊本市東区戸島西1丁目29-31のマンション(トーカンマンション健軍東1001号室)をご紹介します。周辺には、スーパーやコンビニ、病院があります。また、最上階(10階)の角部屋です。*詳細は別紙にて
間取り : 4LDK 向き : 東 家賃 : 70,000円
専有面積 : 75.13m² 築年 : 26年 駐車場 : 1台込(6,000円)

飲み代等の交際費 税務署も見ています

ここ数カ月、熊本県の各地で、業種に関係なく、税務調査が増加しています。税務調査でよく見られる箇所の1つが交際費です。3月30日に国税庁が公表した「会社標本調査」によると、中小企業が平成28年度に支出した交際費額は平均122万9千円です。つまり、ほとんどの中小企業は交際費を800万円までは全額損金にできます。税務署に余計な疑いをもたれないように、仕事上の飲食であることを証拠として残しておく必要があります。また、交際費の額があまりにも高額だと税務署もまた目を付けてきます。税務署は業種ごとにどの程度の交際費を使うかを把握しています。交際費が同業種と比べて高い会社や営業収入に占める交際費の割合が高い会社は、要注意です。

業種別の交際費

業種	交際費の額	
	1社当たり (万円)	営業収入 10万円当たり (円)
農林水産業	57.6	322
鉱業	170.8	152
建設業	163.2	647
繊維工業	91.3	275
科学工業	318.9	202
鉄鋼金属工業	167.9	262
機械工業	175.7	181
食料品製造業	147.5	176
出版印刷業	140.4	340
その他の製造業	110.4	291
卸売業	170.4	167
小売業	77.2	186
料理飲食旅館業	77.6	432
金融保険業	276.7	164
不動産業	75.7	574
運輸通信公益事業	201.3	215
サービス業	111.7	471
小計	126.8	296
連結法人	15552	82
合計	136.6	250

無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催しています。*詳しくは別紙にて



日時:平成30年6月13日(水)
①11:00~12:00 ②13:00~14:00
③14:00~15:00 ④15:00~16:00

*上記の時間帯は先着順での受付となるためご希望の時間帯に沿えない場合がございます。
*上記日程以降も毎週水曜日に個別相談会を開催しております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。

終活セミナーを開催します!

日時:平成30年6月14日(木)
時間:10:00~11:00(受付開始9:45より)
場所:男女共同参画センターはあもにい研修室B
(熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)



定員:先着20名様 *要予約
備考:参加費1,000円 *詳しくは別紙にて

農業生産原価のコスト削減等
についての講演会を開催します!
主催者:九州農業経営研究会

演題:農業生産原価のコスト削減と今後の開発について
日時:平成30年6月18日(月)
時間:①講演 15:30~17:00(受付開始14:30より)
②交流会 17:30~19:30

場所:メルパルク熊本
(熊本市中央区水道町14-1)
定員:80名(先着順)
備考:講演参加費 無料
*交流会参加者 5,000円 *詳しくは別紙にて



観光農園 吉次園

吉次園は1969年より果樹栽培を開始し、約50年果物を栽培し続けてきました。また、観光農園としても30年の歴史があり、現在は年間約10万人にご来園いただいています。

2015年には県道31号線沿いに直売店とカフェを新設し旬のフルーツや加工品販売、くだものソフトクリーム等をご提供し一層果物をお楽しみいただけるようになりました。お近くにおいでの際は、ぜひお立寄りください。



【お問合せ先】

株式会社 吉次園
〒861-0151 熊本市北区植木町木留556-1
TEL:096-273-2544 FAX:096-276-6747
ホームページ: <http://kichijien.jp>
果物の通販、全国発送も承ります。
詳しくはお問い合わせ頂くかHPをご覧ください。

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

安倍首相へ→『君子の過は、日月の食のごとし』(君子之過也。如日月之食焉) 範となるべき人が、たとえ小さくても過ちを犯すと、日食や月食のように珍しがって、だれもがそれをあおぎ見る。めったにないようなことなので目立ってしまうのである。人の上に立つ者は、常に下の者から見られているのだということを忘れてはならない。